

(第八部)

第一回 參議院労働委員会議録 第四号

- 付託事件
- 職業安定法案(内閣送付)
- 労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二號)
- 失業手当法案(内閣送付)
- 失業保険法案(内閣送付)

委員の異動
八月二十九日議長において、本委員を左の通り選定した。

紅露 みつ君

昭和二十二年九月十七日(水曜日)午前十時四十二分開會

本日の會議に付した事件

- 職業安定法案

○委員長(原尾一君) 只今から開會いたします。その前にお断りいたしますが、私たちとのつひきならん面會人が来ておりますので、その間代つて議事を進めて頂きたいと思ひまするが、理事の方にどなたかお願ひしたいと思ひますか如何ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原尾一君) それでは栗山さ

んに一つお願ひいたします。

(委員長退席、理事栗山良夫君委員長席に着く)

○理事(栗山良夫君) それでは委員長がお見えになりますまで、皆さんの御承認を得まして代理を勤めさせて頂きたいと思います。一般的な御質問は先般來の委員會で一應の形がついておるわけですが、この法案に対する全般的な、内容的な説明を政府委員

からお聞きいたしたいと思いますが、如何でございましょうか、よろしく

ざいますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理長(栗山良夫君) それではどうぞ、政府委員。

○政府委員(上山顯君) 時間が遅れまして誠に申譯ございません。職業安定法の提案の趣旨並びに大體の構想につきましては先に米澤大臣から御説明申した次第でございますが、尙それに補

足いたしまして大體の趣旨を主なる條項につきまして御説明申上げたいと思

います。

先ず第一章總則、第一條法律の目的

でございますが、提案理由でも御説明

いたしましたように、今までの職業紹介、殊に戰時中の職業斡旋につきまし

ての非常な強制的な勞務配置というよ

うな色彩が強かつたわけでございま

す。それで今回の安定法におきまして

は、そういう今までのやり方を全然改

めまして、各人にその能力に適當な職

業に就く機會を與えるということを目

標といたしまして、できるだけ各人の

意思を尊重いたしましてやつて参りました

いと考えております。と同時に日本の

經濟再建のために必要な工業その他重

要産業への必要な労働力を満たして參

るといふことを考えて行く、かよう

に考えておるのであります。

一般的な御質問は先

般來の委員會で一應の形がついておる

わけですが、この法案に対する

全般的な、内容的な説明を政府委員

反しない限りは、職業の自由を持つて

おることを明らかにした次第でござい

ます。第三條では、これも憲法の精神

に則りまして、人種、國籍、信條、性

別、社會的身分、門地、從前の職業、性

供給の適正な調整を圖るというような

事柄があるわけでございます。それで

これは非常に大きな意味におきまして

も、こういふ需要供給の調整を圖るた

としましての差別待遇がありませんよ

うに規定したのでございまして、こう

いう趣旨のことは労働基準法等にも規

定されておる通りでございます。而し

てこの第三條の規定としましては、

「職業紹介、職業補導等について」と

さしまして、職業紹介、職業補導等を

行います機関に對して法律的な義務を

課しておるわけでございます。從いま

して雇い入れる方としましては、そ

う大方針の原則に従うといふ道徳

的、社會的義務はありまするが、賃給に

付いたしまして大體の趣旨を主なる條

項につきまして御説明申上げたいと思

います。

先ず第一章總則、第一條法律の目的

でございまして、提案理由でも御説明

いたしましたように、今までの職業紹

介、殊に戰時中の職業斡旋につきまし

ての非常な強制的な勞務配置といふよ

うな色彩が強かつたわけでございま

す。それで今回の安定法におきまして

は、そういう今までのやり方を全然改

めまして、各人にその能力に適當な職

業行政といふような仕事は、府縣ご

との區域によりまして別々の行政を行

ます。それでこの點はすでに提案理由で

ござりますとか、その他全般に關する

ことが規定してあるわけでございま

す。それでこの點はすでに提案理由で

ござりますとか、その他の区域に關する

う人の動きを對象とします職業行政と

しましては、府縣知事に全部やらすと

いう建前ではございませんに、どうし

てもこれは國が統轄をするという必要

がありますとして、公共職業安定所としま

しては、これは國の機關ということに

なつておるわけでございます。併し一

方職業行政というものは、いろいろ

ありますとして、公共職業安定所としま

しては、これは國の機關と単に國の機關一本

でやつて行くといふ建前ではございま

せずに、府縣知事が指揮監督をすると

いうことにいたしまして、府縣知事と

の緊密な連絡を密接にやつてやるという趣

旨で進んでおります。この點につきま

しては、實は立案の途中の案としま

しては、ブロックを單位といたしまして

職業安定事務局といふような仕組を考

えまして、労働省職業安定事務局、そ

れから職業安定事務局といふように、國の機

機関一本でやつてやるということは適當でな

いから、一時あつたのでござりますが、今

申したような府縣行政との密接な連絡

とということを考えまして、全國の機

關一本槍でやるということは適當でな

いから、一時あつたのでござりますが、今

申したような府縣行政との密接な連絡

とということを考えまして、全國の機

機関一本槍でやるということは適當でな

いから、一時あつたのでござりますが、今

申したような府縣行政との密接な連絡

とということを考えまして、全國の機

でございます。即ち二以上の都道府県に亘ります業務の連絡に當らすとして、學問上の熟語を使えば勞動市場と、いつてもよろしいと思ひますが、勞働市場といふ言葉が耳障りだというようなことを考へまして、後に出て参りますが、とにかくそういう府縣を超えての人の流れがあるわけでござります。南關東の勞働市場區域、その他阪神地方、それから中京地方、山口縣の一部をも含めましたところの北九州關門地方、こういう地方につきまして、府縣を超えてましての勞務の流れを調整いたしまして、連絡機關としましての職業安定事務所を設置いたしたいと考えております。具體的に申しますと、府縣の範囲を越えまして求人、就職の申込みのカード交換というような仕事をやりたいと考えておるのであります。そういうことが職業安定事務所の目標の一つでござります。只今具體的に職業安定事務所を設けたいと思っておりますのは、そういうことだけでござりますが、尙法律の上におきましては、技術業指導でございますとか、職業補導といふような技術的な行政部門につきまして、今のところ各府縣になかへ専門家を揃えることができないので、そういうのを本省の方の者が駐在をいたしまして、二府縣以上の職員につきまして、技術に関する指示、助言をする

で、できるにいたすことも、法律のとじうことにいたすこともあります。それで第七條の點に、都道府県知事としましては、労働大臣の指揮監督する業務の連絡統一に関する事務を掌つて、公共職業安定所長を指揮監督するのでござります。それから第八條は、公共職業安定所の規定でございまして、「無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置される」というような規定があるのでござります。公共職業安定所といふ言葉は實はこの四月から使つてゐるのでございまして、内容の中心は職業紹介機関でござりますので、あつさり職業紹介所といふ名前ではどうかといふことも考えられたのでございますが、從來の職業紹介機関につきまとつておられますところの既成概念、そういう因習を一擱いたしまして、眞に公共にサービスをする機関という趣旨をはつきりいたしたい意味で、聞きなれな言葉ではございますが、公共職業安定所といふ言葉を使つたような次第でござります。それで公共職業安定所は労働大臣の管理に屬しまして、これは直轄國の機関ということになつております。それから第九條に、職員の任用その他人事についての規定がございます。これら安定機関に從事します者については、できるだけその仕事になれました者を長く勤めさせたいというような考え方からいたしまして、資格、要件その他について、規定いたしているのでござります。と申しましても、全然外部から入れないと、外部への轉出を認めないと、かくいう趣旨じやございませんで、人の出入は認めるのでござります。

が、できるだけ安定させて仕事を従事させたい、こういう趣旨でござります。それで第九條の第二項に「その意に反しては譲ることに轉じさせることはないものとする」という規定がござりますが、これは全く申した趣旨で、その意に反しては譲ることに轉じさせることはないものとする」ともございますし、又行政整理でございますとか、懲戒等のために送りますことは、勿論前提にいたしているのですが、本人の希望によつて轉ずる、ともございますし、又行政整理でござりますとか、懲戒等のために送りますことは、勿論前提にいたしてゐるところであります。それから第九條の第三項に、任命の手續のことがござりますが、只今と變つては内務省が握つておられます。只今都道府縣におります者は、これは地方事務官ということになります。身分としましては内務省が握つておられるということになつておりますので、全部労働大臣が身分を握るということにいたした點が一つでござります。もう一つは、公共職業安定所の者を、全部労働大臣でも全部本省へ参るといまして、労働事務官ということになります。只今までは三級官でも全部本省へ参るということにいたしておられますので、それをつづけておきますので、それについては、只今までは三級官でも全部本省へ参るといふことにいたしておられますので、それをつづけておきますので、それについては、事務簡捷と、成るだけ都道府縣知事の地位を認めようという考え方からいたしまして、三級官は都道府縣知事に委すことにして、二級官のみ労働大臣が自分で任命するというようになつておるのです。第十二條に職業安定所の業務を補助させるために連絡委員なり、又市町村長を頼むわすということが書いてござります。

うつもりで、職業安定委員會といふ名前で設けることになつております。これは各種の段階がございまして、中でもござりますし、都道府縣にもござりますし、それから府縣を超えてしまって、先刻申上げましたような労働市場監督を管轄いたします。それから安定所を区域とします上うな小さい区域の委員會もございます。それになつておられます。そうしてこれは諮問機關という性格ではございませんが、十二條にこまゝ規定いたしておりますように、度々會議をもう開きましては、どうかいたしますと今までの委員會がほんのとき／＼會合を開きます有名無實に過ぎない弊を改めまして、眞に實質的な御相談の機關といたしたいと思うのでござります。尙これの委員會につきましては、労働者を代表する者は、雇用主を代表する者はおの／＼同様とすることに相成つております。途中省略いたしまして、第十六條以下に職業紹介の規定がござります。十六條、十七條等については特に御説明は要らないかと存じます。ただこの十七條の三項に「特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため心臓病があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。」ということが書いてござります。それから關連しますから申上げますと、後の二十二條に適性検査というような規定を設けています。それで今後はややともいたしましては、今まではややともいたしましたと大雑把な職業の斡旋といふようなことがございましたのを、もうと

科学的と申しますが、本人の性能等を十分検査いたしました眞に適職に斡旋するというふうに努力いたしたつもりでございます。第十九條の職業紹介の原則の規定でございますが、そのうち第二項に「公共職業安定所は、求職者に對し、できるだけその住戸又は居所の變更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならぬ。」という規定がござります。これは後に労働者募集のところにも出て参りまして、第三十九條に募集地域の原則といたしまして、同じような趣旨からして「労働者の募集を行わうとする者は、通常通勤することができ地城から、労働者を募集し、その地城から、労働者を募集することが困難なときは、その地城に近接する地城から、労働者を募集するよう努めなければならない。」という規定がござります。これらの規定の趣旨といたしますところは、外の條件が拘くて事情が許すならば、なるだけ自分の家から通勤ができるというようなところへ就職するのが最も望ましい、雇用關係の民主化の點からも望ましい、こういう方針でこういう原則が掲げられておるのであります。従いまして今後の工場の建設等につきましては、こういう方針も一つの大きな要素に考えて貰いまして、工場の立地を決めて貰いたいと思うであります。ただ現状におきましては、こういうことに拘わらず現に工場は建設されておるわけでございます。尙今後におきましても、工場の種類等によりまして、どうしても餘所から人を雇わなければならんというような場合も出て来るかとも思うのであります。従いまして原則としましてはで

して、技術に関する指示、助言をする

めるのでござります

うなことがございましたのを、やつて

ます。従いまして原則としては、

かるだけこういう方針によりたいと思つておりますが、これの運用に當りますては實情に即しまして彈力性を以て運用して參りたいと思つておるのでござります。この點につきましてはこの委員會で前にもいろいろ御質問がございましてお答もいたした點でござります。それから第二十條に爭議行爲に對する不介入の規定がございます。即ち公共職業安定所としましては労働争議のありました場合に勞資のいすれにも偏らない中立の立場を維持いたしますために、現に争議行爲の發生しておりますことが明かな業務の部門なり、又は争議行爲の發生する虞れがありますことが明かな業務の部門には求職者を紹介しないということになつております。ただその業務の部門が争議が發生していない又争議が發生する虞れがないという部門であります場合には、求職者をあつ旋してもよろしい。但しその場合にはその業務につきましては他の部門において争議行爲が發生しておるということを文書によつて通告しなければならない、かような規定に相成つてゐるところでございます。第二十二條以下に職業指導に關する規定がござります。それから第二十六條以下に職業補導に關する規定がござります。この邊につきましては特に御説明は要らないかと存じます。

ではございまして、ただ職業紹介法が施行當時にこういう仕事をやつておりますました者が過渡的に仕事をやりますことのみが認められてあつたわけであります。が、今国安定法ができるにつきましては、こういう大方針は國際労働組織等でも決まっておる方針であります。それで、その方針に則りまして、有料又は營利を目的とする職業紹介事業は原則としてはやつてはいけないということにいたしておりますのでございます。ただ美術、音楽、演藝その他の特別の技術を必要とする職業に從事する者の職業のあり様につきましては、むしろ一般の職業紹介機関がやりますことは效果が少いだらうところでの、そういうものに限りまして職業紹介事業を行つてもよろしい、ということにいたしております。但しこの場合には労働大臣が認め中央職業安定委員會に諮問をいたしますとか、又許可の有效期間を一年といたしますとか、そういう規定を設けますと、弊害の生じないよう萬般の氣を使つておるわけでございます。第三十三條は無料の職業紹介を行わうとする場合についての規定でございまして、これも現在におきましては過渡的に現にやつておりますものを認めておりますのみで、原則的には無料の職業紹介事業も禁止されておるわけなんですが、そこがこれらにつきましては十分の監督を行いますれば、必ずしも弊害があるものとも限りませんのでござります。但しこれにつきましては、無料の職業紹介事業を認めておるのも、安定期間に對する諮問でござりますとか、有效期間二年というふう

な制限規定を設けておるのでござります。それから第三十五条以下に労働者募集の規定がござります。労働者募集につきましては、現行の紹介法でもいろいろ規定があるのでござりますが、大體それによっておりますが、しかし弊害がないものと考えられますようなものにつきましては、現行の紹介法よりもむしろ自由にいたしておる面もあるのでござります。特に御説明する必要はないかと思います。第三十九條の募集地域の原則につきましては、前に觸れた點でございます。それから第十四条に労務者供給事業についての規定があるのでござります。労務供者供給事業については、只今の職業紹介法ではこういふ事業を認めておるのでござりますが、但し最近におきましてはそういう仕事は全然許可をしない方針にいたしておりますて、殊に進駐軍關係の仕事につきましては、昭和二十年十一月から以降は労働者供給事業を全然認めないことにして、現にやつて参つておるのでござります。それで労働者供給事業につきましては、どういたしましても所属いたしておる労働者に對しましての支配關係というようなものが生まれるのでござります。それで労働者供給事業につきまして、雇用關係の民主化の點から申しまして、いろいろ弊害がありますので、今回安定法によりましては、労働者供給事業を全般的に一應禁止をするといふ方針をとつておるのであります。ただ例外といつましまして、たしておるのでござります。それで只今関係業者も二千数百ござりまするし、これに從事いたしております

すところの労働者の数も七八万に上つておりますので、これが禁止されます場合には相當の影響がありますこととが考へられるのでございます。但し私達といたしましては、こういう方針がとられるだらうということは今まで業者には洩らしておりまして、いろいろ対策も考へさせておりますし、尙本法施行後三ヶ月間は懇親を設けておられますので、その間に善後措置を講じさせて下さいといつもりであります。が、大陸の給業が供給いたしておりますのは、工場の雑役、人夫等が相當多いのです。それでそういうものにつきましてはできます限りは、工場等の常用に直して貰いたいということを考えておられます。それから第二にはこの法律で認められておりますような組合法にて認められておりまして、工場等の常用による組合を作らしまして、自主的に労働者供給事業を行わせて行くということを考えております。それから第三といたしましては國の職業安定機関を活用いたしまして、今まで供給業者がやつております。それはこの労務供給業を管んでおります。それはこの労務供給業の常用として雇われるというようなこともあります。それから第四番目としまして、こういうことがありますかと思つております。それはこの労務供給業を管んでおります者が同時に本業若しくは兼業として請負事業を管んでおるようなものがあります。その請負事業の常用として雇われるというようなこともあります。それが若干問題があると思いますのを考へ得るということを考えております。

する監督の規定があります。それで都道府縣知事としましては、これは地方自治法によりまして、自治體の首長であるという一面を持つておりますと共に、國の行政機關であるという一面があるわけでござります。それで國の行政機關としてこの安定法においてもいろいろの職權があるわけでござりますが、そういう職權を守らなかつた場合の是正の規定が必要になつて參るわけでござります。それでここにありますのは、本法に基いての命令とか處分を違反したと認められます場合について、都道府縣知事に對しまして、是正命令を出すことができる。更に五十七條におきましては、都道府縣知事が是正しないときには、高等裁判所に對して是正命令を出して貰いたいという請求ができる。更に五十八條におきまして、それでも尙都道府縣知事が是正いたさないときには代執行ができるという、そういう趣旨の規定ができるわけであります。それでこの點についてはいろいろ私達の間でも研究をいたした結果でございますが、特に都道府縣知事が國の行政機關たる面がござります以上、國の行政機關として中央の命令なりり法令の規定に従わぬ場合には是正する心要があるのでございまして、何らかの規定を設けますことは、どうやら必要だと思うのであります。ただこの都道府縣知事が同時に自治體の首長であるという地位に鑑みまして、その手續ができるだけ慎重にしなければならん。こういう趣旨からいたしまして、五十六條以下にありますようなな煩雜だと感いは御覽になりますような規定を設けたわけであります。尙

れの適用につきましては、できるだけ代執行でござりますから、そういうふうな手数が起りませんように、運用上トコロには十二分の注意をいたしたいと考えでございます。大體以上を以ちまして、

○理事(栗山良夫君) 本案の内容につきまして、逐條的に要點の御説明を頂いたわけですが、丁度先程から委員長がお歸りになつておりますので、私はここで代理の責を解いて頂きたいと思います。

【理事栗山良芳君退席 楊貴長舉

○委員長(原虎一君) 失禮いたしました。只今説明を聞きましたのですが、直ちに質問に入りたいと願いますが、總括的質問を先に願いますか、そとも章を逐つてやつた方がよろしくうござりますか。

○姫井伊介君 章を逐つておやりになれば、第一章で總則があれば從つて總括的な質問も出来ましょうし、章を逐つてお進め願いたいと思います。

○委員長(原虎一君) それでは章を逐つて質問いたすことにして、第一回から質問を願うことになります。

○姫井伊介君 第三條の「信條」とありますのは、これは思想上若しくは宗教上のあれは信念とか信仰とかいうことの意味なんでございましょうか、ございまして、この「信條」の意義をお尋ねいたします。

その次に第三條の三行目でありますのが、この「雇用主」という文字の使い方であります。労働基準法には使われておらず、この「雇用主」という言葉は、この「雇用主」という文字の使い方とあつたと思います。雇用主といふことを私は使用者もいけないが、むしろ

雇用者といつた方が非常に穏やかな感じがするのではないか。主と従うことでこれに對應いたしますことは被用者ということになつております。用いられる者といふことは先にあります、一

つは主ということ、一つは者というふうにやはり對立的な觀念が隣されてゐるのであります。私は主というのではなくて、これは訂正せられて使用者という言葉を使つたのが妥當ではないかと考えるのであります。尙この但し書におきまして、労働組合が何かの仕事を引受けをして、（告）（手筋あらわす）

る場合があるかど、が老し身機械経なににおきまして、或る一つの事業を

引受けたといたしました時に、今度は労働組合が雇主になる場合が考えられる。その時には矢張り労働組合を雇用主として考えて行くことがあるかどうか、この關係をお尋ねいたします。第四條におきまして、業務が列記してあります。第五條ですが、この職員に対する五十二條の教育訓練費といふことは無論でありますが、何に求職者に對する或る職業指導、精神的な指導が行われることを現わす必要はないからうか。餘りにこれは儲金会社のものでありまして、實際の安定所では

い、或いはそれに對する報酬賞金の如何によつて取引的に考へられてゐる。今日の日本經濟再建の上から勞働、労働の重要性を考へて行きまするならば、もう少しお勤勞者に對しましても、取引観念から離れてやはり尊い信念を持主であるといふ立場からいたしまして、その職業を尊重し、勤勞を勵んで行くという點につきましては、やはり指導者側におきまして、一つのヒン

を與える。親切な指導を與えると、少しずつ部面が非常に必要だと思うのであります。そこで私はそういうふうな方面をやはり加えて指導させる必要はなかろうかとか、いろいろことを考へるのであります。それ

の第七項におきまして、失業手当者等
くは失業保険、これは本人のみに給付さ
れるものでありますから、若し多くの
の家族を持つておる場合に、それのみ
によつてはやはりやつて行けないこの
職業補導を受けて行かれない。これれば
やはりいろ／＼そういう關係はあるの
だらうよ／＼、専業主婦等に二、三の

でありませぬ。指導を受けたいけれども、生活に苦しんでその餘裕がない。

こういう場合には生活保護法といふものが、更にその上に超過して操作されねるべきものでありますかどうか、これを尋ねいたします。

御言葉の文字でありますか、第四條の第三號でありますか、「あつ旋」とあります。先にも或いは編さんと假名が付いておりますが、これは漢字制限のことで、従つてそうなつたかと存じます。が、併しこれはやはりどうも分りにくいいのでありますて、止むを得ざるこというものはやはり漢字をお使い下さい。これが適當ではないかと思います。以上でござります。

○政府委員(上山昌朝) お答え申上げます。第三條の信條とござりますのは、これは外の法律にもいろいろあること、いう點がござりますので、宗教的の信條なり、政治的の信念のことなどござまして、例えばキリスト教徒でございますとか、或いは特定の政黨に属するとか、そういう場合が信條でござります。それから雇用主をむしろ雇用と改めてはどうかという御意見でございますが、これは特に深くこの點實質

検討をいたしておりませんが、今まで
も又丁度御審議を願います失業保険費に
おきましても事業主と、主といふ言葉で
を使っております。どちらがいいかに
つきましてはいろいろ御意見があるか

と存じますが、一應長年の慣例に従つて使つた次第であります。

今は勿論労働協約に従いまして雇用主が採用することは差支ないのだ、こ

それだけのことを規定したわけでござりまして、御質問のような場合は、質は、の規定では豫想して規定した次第でござります。

それから職業指導の點でございまして、第五條に職業指導の定義が、掲げてございますが、本法で職業指導をして用いておりまする意味は、主としてこの定義に掲げてあります。よくなな、その本人に適當な職業の選擇を容易にさせ、及びその職業に對する適性を大ならしめるために必要な實習等の職業指導でございますが、併しほ

今御質問にございましたように、職員についての観念を適正化するためにいろいろの宣傳と申しますか、啓蒙と申しますが、そういうことをいたします。とは、お説の通り非常に必要なことだと思つておりますて、安定所としましてはそういう仕事に今まで努力いたしましたが、今後そういう方面に一層努力するつもりでござります。

関係でございますが、これは近く失業保険法、手當法を御審議を願いますときには、更にいろいろ御説明をいたしましたが、失業保険としましては標準報酬というものを基準にして

それの何パーセントの保険金といううな規定の仕方になつておるのでございます。その標準報酬の中に家族手当も入れたつもりでございますので、若干家族数等も考慮されますが、併しとにかく結論といたしまして失業保険金だけでは生活ができないという場合メ

あり得ると存じますか、そういう場合についてその者が更に生活保護法の條

件に適いました場合は、カバーするうな意味では、生活保護法の給付を受け得ることもあり得ますことを申上げたいと存じます。

それから「あつ族」の「あつ」という字が假名でござりますことは誠に見にくいでございまして、私達も好きではないでございまい。が、これはまあこういう方針で富田漢字のみを使うことになつておりますので、止むを得ずこんなふうになります。おるわけであります。

○委員長(原虎一君) 第一章につきまして、その他御質問はありますか?

○深川タマエ君 只今もくろんでお

ます職業安定所は本人が自動的に同定所へ職を求めるに来た人のみを認めていたしまして、その人について能うて本位に、そうしてその人の意思を尊重して適當な職に就かしむる機構になりますけれども、只今の日本の情勢では當然に職業安定所へ職を求めて行かない人だつて、職業安定所へ行つてしまふ少の月給くらい貰つてもあまりいい算合でもできないからといふので、闇を外不健全な仕事によつて渡世をしてた

こうという考え方人が大變多いので、そのために日本を暗くしておることが非常に多いと思ひますので、職業安定所の精神をもう一步突き進めまして、國家が本當に國民の生活を保護する目的から、各人の家庭の生活の實情を調査いたしまして、この頃でありますから自由引出し貯金がどのくらいあつて、その家族のおのづかがどういう職業に就いて、どのくらい收入があるか、これならば眞面目に暮して行ける見込の立つ人はそれでいいけれども、ただの就職の状態では家族が眞面目に暮らして行けない實状にある場合は、それは國家がもつと平歩を加えて、もつと適當な職に就かしむるといふこと必要だし、又世帯持続が非常によつて、もつと上手に切り盛りしたら暮らしがよくできて、よくしりたまあります……それに知識を得て、更にもう一步突き進んで、職業安定所から家庭の中に入り込んで見えて、今の日本では大切であると私は、今日本では大切であると見えます。少し既視しておるかも知れません。けれども……。

○國務大臣(米澤清亮君) お尋ねの點が成立した者が百三十萬、こういふ状態でござりますから、この数字は勿論これだけの就職の状態は家庭が眞面目に暮らして行けない實状にある場合に、それは國家がもつと平歩を加えて、もつと適當な職に就かしむるといふこと必要だし、又世帯持続が非常によつて、もつと上手に切り盛りしたまあります……それに知識を得て、更にもう一步突き進んで、職業安定所から家庭の中に入り込んで見えて、今の日本では大切であると見えます。少し既視しておるかも知れません。けれども……。

○國務大臣(米澤清亮君) お尋ねの點は、本法の職業安定といふ、その安定といふ言葉も相當お尋ねの點と関連がある。昨年度の特別な数字であつて、これまで就業の機會を與え得る希望がある。

○小川久義君 お尋ねの點は、本法の職業安定所の政策力を強化して行けばあるのではないかと考えております。大體職業安定法を今議會に上程しましたのもそういつた意味から來ておる、こういった點を御了承願いたいと思ひます。

○國務大臣(米澤清亮君) お尋ねの點は、本法の職業安定といふ、その安定といふ言葉も相當お尋ねの點と関連がある。昨年度の特別な数字であつて、これまで就業の機會を與え得る希望がある。

○小川久義君 實はこの職業安定法の概念からしますと、安定した事業がある通りで、そこまで参れば幸いところに手が届くようになるのです。しかし現実ではなか／＼豫算の關係及び職業安定局の人員の關係でなか／＼参らない、自分でできる仕事に大體二千人、二千五百人で、職工を擁しておる。そうして最も多くあるからと、少しき點については、併しこれは過日政府

見ました。立山重工業の如きはすでに成り立たない。何故成り立たんか。不二越の會社もそうあります。千人を要求し、一千三百圓を要求してお

る。この現状では事業が成り立たん。そこで紹介をして貰つて就職して得る收人がよりも多く多い、即ち闇の方に行くのであるからと、少しき點については、併しこれは過日政府

が發表しました緊急經濟對策が、計画通り軌道に乗つて参りました、即ち流通秩序の確立が實現して参りますといふと、いわゆる闇がなくなつて来ますから、我々はそこでいわゆる失業者が出て来るのではないか、こういう工合に考えておるのであります。昨年度の求職者が實は二百二十萬人登録されておるのに對して、求人の方が三百萬を超えておる、約八十萬ばかり計数としては多いのです。そこでいわゆる就業が成り立つたのが三十萬、こういふ状態でござりますから、この数字は勿論これまで先におやりになつて、然る後職業が定するといふのは考えられんと思いますが、根本の事業の安定は十分生れて來るのじやないか、かようになります。

○國務大臣(米澤清亮君) お尋ねの點は、本法の職業安定といふ、その安定といふ言葉も相當お尋ねの點と関連がある。昨年度の特別な数字であつて、これまで就業の機會を與え得る希望がある。

○小川久義君 實はこの職業安定所の政策力を強化して行けばあるのではないかと考えております。大體職業安定法を今議會に上程しましたのもそういつた意味から來ておる、こういった點を御了承願いたいと思ひます。

○國務大臣(米澤清亮君) お尋ねの點は、本法の職業安定といふ、その安定といふ言葉も相當お尋ねの點と関連がある。昨年度の特別な数字であつて、これまで就業の機會を與え得る希望がある。

○小川久義君 實はこの職業安定法の概念からしますと、安定した事業がある通りで、そこまで参れば幸いところに手が届くようになるのです。しかし現実ではなか／＼豫算の關係及び職業安定局の人員の關係でなか／＼参らない、自分でできる仕事に大體二千人、二千五百人で、職工を擁しておる。そうして最も多くあるからと、少しき點については、併しこれは過日政府

見ました。立山重工業の如きはすでに成り立たない。何故成り立たんか。不二越の會社もそうあります。千人を要求し、一千三百圓を要求しておる。この現状では事業が成り立たん。そこで紹介をして貰つて就職して得る收人がよりも多く多い、即ち闇の方に行くのであるからと、少しき點については、併しこれは過日政府

ならんということを可なり我々は既に認識得るのであります。これはやがて貨銀、いわゆる失業者が多くなれば、失業者のいわゆる競争といふものによつて貨銀が低下する。延いては組織労働者に對しても、非常なる脅威を感じます。これは歐米各國ですでに長い間経験したことでありまして、今職業安定法を作るについては、第一條に必ずこの文句を入れて貰いたい。これは決して社會主義的の文句ではなくて、日本の憲法、労働基準法から申せば、當然の精神であると思ひます。一つこの點について大臣の御意見を承りたいと思ひます。尚私としては、第一條に必ずこれは譲るべきものである。かように私は考えております。

と、從來の労働條件よりも悪くなつたと、従來の賃金よりも安いことについては、本人が望んでも、これは就業自由に、本人の意思によつては、この労働條件が從來より悪くつても、職業安定所が斡旋ができるようになつた方が、却つて本人の自由意思を尊重することになるという意味で、こういうことを書かなかつたのであります。

○山田節男君 今の大臣のお言葉は、これは自由黨の人ならば、これは私は非常にそうあると思いますけれども、少くとも社會黨の大臣としてそういうことを言わることは誠に意外と思いますが、併しこれは今おつしやつたお言葉から言うと、職業安定所、或いは労働安定所といふものが、從來の社會事業的な、慈善事業的な、僕はやはり一つの延滞があるのでないか。これは最も恐るべきことであります。これはああいうような労働保護法、それから労働基準法、こういふものバラシスから考へましても、今大臣がおつしやつたような、そういうような、そういう御意見では僕は非常に不満であります。私はこの職業安定所に厄介になるべき者は、今後は相當労働組合員であつた者も出来ましようが、これは主として未組織の者、未組織労働者は一般に弱いのです、そういうことになれば、先程おつしやつたように、安い賃金で働くなければならぬ、本人はそれを喜ぶ。又それは急場だからして、うがない、又日本として改進經濟の危機にあるから少々我慢してもやらなければ

ればならん。なんでもやらなければならん。その理窟は立ちますけれども、どういふことで、いわゆる日本人にあり勝ちな、いわゆる常識的な、或いは舊時代の慈善事業的な立場におきまして、これも非常に危険である。殊に今憲法、基準法にすること、十分これで、それを前提としてやるんだから、そういう危険はないかとおつしやるけれども、それならばなぜ第二條に、「公共の福祉に反しない限り、職業の自由の選擇」ということを掲げる必要がありまさすか、それは私が申上げたように、この立法技術から申しましても、第一條と第二條、これは憲法のいわゆる勞働権と申しますか、生存権と申しますか、これとのバランスがとれてない、これを私は申上げた、少くとも、この中に、この第一條にございます通り、「各人に、その有する能力に適當な職業に就く機會を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を圖るとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とする。」でありますから、これにもう一項目、なんと言ひますか、先程申上げました、労働條件著しく不良なような職を與えちまいから、そういう目的とするために、それじや第一條にそういうことを語られたらどうか。立法上、この法律の安定法の第二條とのバランスからも、實は私は是非そうして頂くのが當然ぢやないかと思ひます。そういう點については如何でござります

○国務大臣(米澤清亮君) 山田さん
お言葉は心外であります。私は苟く
社会黨の黨員であつて、決して自由
済論者じやない、私の申上げたのは
或いはお聞き遠いになつたかと思
ますが、すでに十六條において求人
申込む者が、本人が從來就職してお
た條件よりも悪い條件でしてはいけ
ないということを決めてある、又筆二
に職業の選択ができるということに
てあるのであります。併しそれと同
に本人の意思によつて、自分が今まで
これだけの給料を貰つておつた、今
での勞働條件はこうである。併し
いろいろマーケットの事情から見て、
今までと同じ條件では到底自分は履わ
るチヤンスがないというときに、法
において、今までの勞働條件を下げ
ような條件では履うことはできない
いうことは、決して本人のために不
切ではないといふので、本人が今まで
の勞働條件より以上に、今までの賃
より多いことを望むことは、何ら妨
をおらない、私はそういうことをし
はいけないということを申上げるの
はない、本人の自由意思を尊重せし
るという意味においてここに敢えて
かない方がよいのではないか、書
は、知つて勞働條件が安くてもよい、
悪くともよいということを拘束して
まうというならば、現下の需給關係
非常に窮屈なときにおいて、ますく
失業者が多くなるのではないか、こと
いうふうに申上げたに過ぎないのでよ
ります。

する通りに、一つの紹介事業をやりますと同時に、職業輔導をやり、指導をやる、殊に補導することによってその職業に就く、就職の機会を作るということをここに譲つてある。そういう意味からいたしまして、私は憲法に保障された國民の労働権、而も最低生活の……それからそれによつて基準とする労働基準法、それと並んで、一つの労働省の職業安定局の主要事項、これは有機的に一貫性を持たせなければならん、成る程私は先程申上げましたように、十六條には「通常の労働條件に比べて、著しく不適當である」場合には、これより低い時にはこれを受理しないことがある、こういうことで十分防げるということを申しておりますけれども、少なくともこの安定法の第一章は總則であります。一つの精神であります。たとえ抽象的であらうとも、そこに一項目入れることによって、その最後に、第六條に譲る……私は今大臣のその點の御説明だけでは、殊に昨今のように失業者が非常に殖える、企業整備その他によりまして非常に失業者が殖えるという點におきまして、これは當然労働の供給が需要にオーバーするということは明らかな事實でありますか、従つてこれは低賃金といふことに、必らずそななるべきであります。殊に日本のようには、たとえ組織労働になつておりますが、こういうものが安定所へ参ります無組織のものは、非常にその點不利になるという點が多分にあると思います。この點について私は十分二つ御研究を願いたいと思います。

保護するということは、これは却つて

機にあるから少々我慢してもやらなけ

いち點については如何でござります

梁安定といふものは、ここに二種ある。

卷之三

請を頂きます失業保険法の給付の制限の規定と非常に關聯がござりますので、先刻の大臣の答辯を補足いたしまして一言申上げたいのであります。それで私たち職業安定機関に携わつておる者といたしましては、就職斡旋に當りましては、勿論本人の前職なり、本人の從來の報酬なり、そういう點を極力、考えまして、できるだけ適當な職業を斡旋したいと努力をいたしますことは當然でございまして、そのためには失業保険制度におきましても、保険法の第二十一條でございますが、受給資格者が職業安定所の紹介する職業に就くことを拒みました場合には、保険金の支給はしないといふ規定がございますが、それに對する但し書きいたしまして、紹介されました職業が「受給資格者の能力から見て不適當」と認められたときには拒んでもよろしいという、そういうような規定があるのです。それで實はこの失業保険法のこの規定につきましていろいろ議論がございまして、只今の日本の經濟状態から申しますと、「受給資格者の能力からみて不適當と認められるとき」というような規定は甘過ぎるのではないか、それは却つて職業の轉換を阻らせることであります。それがよいのではないかといふ意見があつたのであります。しかししては、それは被保險者に對して酷に失うるであろうというので、「受給資格者の能力がからみて變え得られないようなもののみを拒み得る正當な理由として規定した方がよいのではないか」という意見があつたのであります。私たちとしての能力からみて不適當と認められる」といふ規定にいたしまして提案を

いたしておりますよなわけでございます。従いまして極力適當な職業を斡旋することは當然でございまして、そのためあらゆる努力をいたすのであります。ですが、ただ日本の今の經濟事情から申しますと、今まで通りの前職、今まで通りの報酬ということでは必ずしも職を得られない場合があり得ると思うのでございます。尤もこの報酬の點につきましては、物價が非常に騰つて、賃金が上つておるということを前提にすれば別でございますが、一應その場合にその點をコントラクトに考えます場合には、場合によつては今までの職業でない違つた職業、又今までの報酬よりは遠く低い報酬でも、場合によつては就職を斡旋しなければ適當な職業があり得ないという場合もあり得るのではないかと考えられるのであります。従いまして職業紹介機關の心構え、努力の目標といたしましては、極力前職に劣らない賃金といふことに努力いたして斡旋いたしますのでござりますが、場合によりまして若干低い仕事でても、本人も承知し適當な仕事でありますれば、斡旋してもよいのではないか、こういふ考え方でございます。ただし併しその賃金自體が、同種の地域、同種の職業内容、同種の技能でありますものの賃金に比べまして、即ち賃金の一級水準に比べまして、その賃金自體が低いといふことにつきましては、いろいろ基準法等の最低賃金のよな規定でございますが、そういうことによつては賃金が低くなりまして、むし

あります。イギリスで今度改正されました失業保険、それからアメリカの社会保障法の中の失業保険からいまとしても、これは間もなく社会保障法の概念による社会立法に變るのじやないか、そういうことも聞いております。そういう點から見ましても、私はこの總則の點は餘程考えて頂きたいと、少しつこいようであります。が、申上げる次第であります。それから尙又職業安定所は例の失業保険行政と非常に密接な關係が、例えばイギリスの例を見ましても、本當に職を探しておるのだ、いわゆるゼニイソンリー・シーキング・ワーク、これが非常に問題になつて労働團體がこれを廢止させたが、要するにそれがないと、社会行政が慈善行政になつて、いわゆる濫救の弊害に陥りやすいのであります。併しながらそれを又防がんがために、本當に仕事を探しておるのだということを證明するため、日本でいえば職業安定所へ行つて、二度、三度來い、ということになりまして、そして今の労働條件、今の上山局長の説明で若し末端の行政がやればよろしくござりますけれども、これは今日はレーバー・マークettが供給が非常に過大になつておる現状から見て非常にむづかしい、耐乏生活固行つたような者が非常にレーバー・マークettにあふれるというようなことにありますと、團體交渉も何にもない、も、これは少くとも私は社會主義的といわれるかも知らないけれども、これ

はしつこいようですがれども、自分が失業以前にやつておつた待遇よりか、何と申しますか、待遇よりか悪くない條件、私はむしろそういうような文句を入れてこの總則なり或いは今の十六條において調節されて行くのが妥當じやないかと、私ははしつこいようですが主張しておるのであります。

○國務大臣(米澤義亮君) その點は重々ですから私も一言申上げたいのです。が、それは前の職業より著しく條件が悪い場合に、たとえ本人がそれを承知の上で就職の斡旋を願い出ても、これは職業安定所の實務に携わる者がこれをエックすべきであるという意見は、私は一應はうなづけるのであります。併し今日のように、山田さんが仰しゃつたように、サプライとマンドンが非常なアンバランスである場合において、失業状態を続けるよりも、少しは労働條件が悪くとも當面の自分の生活の危機を救わんためには、少しは條件は悪くとも就職した方がいいといふ思想がある場合には、それを法文の上において、この前の労働條件より少し悪くてもいけないということによつて總るということは、この二條のいわゆる自由に職業の選擇ができるといふ精神と背馳するのだ。こういふことも考へられるのであります。この點は私はノーマルな經濟状態である場合には、それはそういうのでござりますけれども、今日の日本のレーバー・マーケットの實情から見て、餘り窮屈にそらうものを入れると、却つて第二條の自由なる選擇ができなくなると同時に、又現實的にはむしろそういうことだとつて失業者をいつまでも失業者たらしめるといふことに陥るのじやないか、

いわゆる最低賃金の原則というものが規定されなければ、これは一方において労働基準法に最低賃金を決めることが明記してあります。最低賃金を労働基準法によつて設ければ、強いてここで前の條件より悪くないようにして、どうような文句をそれほど強く入れることを主張する必要はないのじやないか、こういうふうに考えておしまして、労働条件の維持改善については非常に進んだ規定が労働基準法では決められてはいません。又不日、最低賃金制も採用しなければならないというような状態に立到つているわけでございますから、その労働條件に關する詳しいことまで、職業安定法に強いて書き入れなければならぬといふ御主張につきましては、もう一遍御再考慮願いたいと考えております。

しましても、なか／＼動かないのあります。この人を少くともその職に留めること、うようなことをすること自體が、すでに大きな職業安定方策であろうと私は考えますが、こんなことは今更申上げるまでもないことでありますけれども、どうも只今の情勢を見ておられますと、そういうような一つの考え方を現実化し、そうして輿論化して行こうといふような動きが見られるようになりますので、この點について新らしく發足された労働省のとられるべき今後の積極的な方策というものについて、一應お考えを伺つて置きたい。先程深川委員からも握めて据下げたところの御質問がありました、要するに、そういうような根本的な問題を取上げないで置きましては、結局、職場の安定の見通しが得ないでは、到底こういうような法律案ができましても、たゞ單なる一つの空文化する虚れがある、或いは散発的な失業の安定機關に終るというようなことが多分に懸念されままでの、積極的な職業安定の方策というものについての見解をもう一度お聞きしたいと思います。

日本の経済状態は昭和九年から十一
當時の日本の生産と比べて、三分の一に
生産能力が落ちておることは御承知の
通りであります。従つて生産増強を圖
る意味においては、労働者の生産性向
上を圖らなければならぬことはいう
までもないであります。同時に私は
企業面における無駄を省いてそうち
して企業の合理化をするといふことが、
産業合理化の前提になるのではない
かと考えております。企業の合理化
といふことは、直ちに企業整理で首先要
きらなければならぬ、いわゆる人間が
餘つておるという、たゞその一つの點
だけに歸納するということは間違つて
おると考へるのであります。先づ經營
者側の經營面の合理化を圖らなければ
ならぬ。それにはアンチ・トラスト法
であるとか、経済力集中排除法といふ
ようなやかましい法律が最近できるの
で、これによつて企業の合理化が妨げ
られる點が多分にあると思いますけれ
ども、尙且つこの枠内においても、從來
の日本の企業自體が合理化される餘地
が十分にあると私は考えております。

も、尙且つそこに使われておる人間が過剰である場合において、初めて企業整理が行われる、この企業整理を行なうときにも、企業内においていろいろな部門が存在する場合においては、多い部門から足りない部門へいわゆる労務の配置轉換を行い得る餘裕が若しであれば行う、どうしてもそこで行い得ないときに、初めて國家が乗り出して行つて、失業対策を講すべきである。こういうふうに私は考えておるのでございまして、この意味において更に徹底して行くべきであるとするならば、深川さんのいわれたように各家庭にまで入り込んで行つて、その生活事情を調べてそしして國家がやらなければならぬのですが、これは先程私が申上げた通りこれについては相當の金が要りまするし、相當の人間が要ることになりますて、到底今日の日本の財政では、又今日の段階では、そういう方法の職業紹介はできない實情にあるということを申上げて置く次第であります。

も生活に困つてゐる人がある間は、私たちの努力の足りないところと思つて、できるだけ國民が仕合せに暮らして行くことを念頭に置いておる者としては、非常に不安に感じております。今日は職に就いておつてもなか／＼暮らして行けない時代でありますのに、主人公が失業して、一箇月に千圓そこらの手當金をもらつて、職にありつけるのやらありつけないのやらならない人が澤山できるといったしますと、家族の心配は並大體ではございません。この頃の失業というのは、本當に職の切れ目は命の切れ目でありますので、うつかりすると一生懸浮かび上がれないかも知れないような状態でございますので、私は日本の今日は資材を食い潰してしまつて後の傾斜生産でありますから、なか／＼それが效果を現わしますでには時間がかかるつて、その間犠牲産業が耐えられない事情にありますから、私はこれ以上傾斜生産の角度をできるだけ大きくして、厖大な失業者を出すという方法は餘り芳ばしいことでないであつて、貿易も再開されたことであるから、できるだけ貿易によって機械とか食糧などを輸入することによりて、日本の經濟復興を助けるようにして、餘り失業者を出さないようにするのが一つ、もう一つは、これは全然田さないということは勿論できません。犠牲産業の方でも今までのようになんか過剰人員を擁していたのでは、生産費が嵩んで貿易が再開されても到底輸出は利きません。それから又このまま爲替レートが決まつて、世界の經濟と公式に結びつくよくなりましたときには、日本の事業家の中などでしとし倒れる者ができて一大バニッシュ

されるときは、この限りでない。

至第十三條の規定を準用する。但

その離職に関する證明をしなけれ

日から、これを施行する。

失業保険法案 失業保険法目次

第一章 総則

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四章 費用の負担

第五章 失業保険委員会

第六章 審査の請求、訴願及び訴訟

第七章 雜則

第八章 罰則

失業保険法

第一章 総則

附則

(法律の目的)

第一條 失業保険は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする。(被保険者)

第二條 失業保険は、政府が、これを管掌する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

(報酬)

第四條 この法律で報酬とは、事業所に雇用される者が、労働の対価として受ける賃金又は給料及びこれらに準ずるものと定める。

第五條 保険料及び失業保険金の額は、標準報酬によりて、これを算定する。

第六條 標準報酬に關する事項は、政令でこれを定める。

第七條 被保険者は、標準報酬に關する事項が、他の法令、条例、規則等に基いて支給を受けられるべき恩給、退職料その他これらに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基いて支給を受けられるべき恩給、退職料その他これらに準ずるものに雇用されるところによつて、これを失業保険料とする。

左の各號に規定する事業所に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。

左に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの

(1) 物の製造、改造、加工、修理、清洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業(電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。)

(2) 鉄業、砂鐵業、石切業その他土石又は礦物採取の事業

(3) 道路、鐵道、軌道、索道、船橋又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(4) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(5) 物品の販賣、配給、保管又は貯蔵の事業

(6) 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

(7) 燃料、清掃又は、と殺の事業

(8) 法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの

(9) 前各號に該當しない官公署

(國及び地方公共團體に雇用され

る者に關する特定規定)

第七條 國、都道府縣、市町村その他のこれに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基いて支給を受けられるべき恩給、退職料その他これらに準ずるものに雇用されるに至つたときは、この限りでない。

被保険者の四分の三以上の同意を得なければならぬ。

第一項の認可のあつたときは、被保険者は、認可のあつた日の翌日から、その資格を喪失する。

(被保険者期間の計算)

一日日雇い入れられる者

二二箇月以内の期間を定めて雇用される者

三季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者

四船員保險の被保険者

五十四日以内の期間試みに雇用される者

六事業所の所在地の一定しない事業に雇用される者

七事業所に雇用されるに至った日、當該事業所が第六條の規定によつて被保険者となるべき者

(被保険者資格の取得)

八、その事業所に雇用されるに至った日、當該事業所が第六條の規定によつて被保険者となるべき者は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可を申請するには、被保険者となるべき者の二分の一以上上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員の上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者は、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

としない。但し、第一號に該當す

る者が、一箇月を超えて引き續き同一事業主に雇用されるに至つたとき、又は第二號若しくは第三號に該當する者が、所定の期間を超えて引き續き同一事業主に雇用されるに至つたときは、この限りでない。

被保険者の四分の三以上の同意を得なければならぬ。

第一項の認可のあつたときは、被保険者は、認可のあつた日の翌日から、その資格を喪失する。

(被保険者期間の計算)

一日日雇い入れられる者

二二箇月以内の期間を定めて雇用される者

三季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者

四船員保險の被保険者

五十四日以内の期間試みに雇用される者

六事業所の所在地の一定しない事業に雇用される者

七事業所に雇用されるに至った日、當該事業所が第六條の規定によつて被保険者となるべき者

(被保険者資格の取得)

八、その事業所に雇用されるに至った日、當該事業所が第六條の規定によつて被保険者となるべき者は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可を申請するには、被保険者となるべき者の二分の一以上上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員の上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者は、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員の上の同意を得なければならない。

資格を喪失させることができる。

前項の認可を申請するには、被保険者の四分の三以上の同意を得なければならぬ。

第一項の認可のあつたときは、被保険者は、認可のあつた日の翌日から、その資格を喪失する。

(被保険者期間の計算)

一日日雇い入れられる者

二二箇月以内の期間を定めて雇用される者

三季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者

四船員保險の被保険者

五十四日以内の期間試みに雇用される者

六事業所の所在地の一定しない事業に雇用される者

七事業所に雇用されるに至った日、當該事業所が第六條の規定によつて被保険者となるべき者

(被保険者資格の取得)

八、その事業所に雇用されるに至った日、當該事業所が第六條の規定によつて被保険者となるべき者は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可を申請するには、被保険者となるべき者の二分の一以上上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員の上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者は、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならない。

(給付額)

第十七条 失業保険金の額は、一日について、標準報酬日額の百分の六十に相當する額を定めた上、失業の認定を受けなければならない。

は、これを支給しない。
受給資格者が第十八条第一項の規定に該當するに至ったときは、前項の資格に基く失業保険金は、これを受け支給しない。

(給付の制限)

第十八条 失業保険金の額は、一日について、標準報酬日額の百分の六十に相當する額を定めた上、失業の認定を受けなければならない。

(受給期間の限度)

第十九條 失業保険金の支給を受けける期間は、受給資格者が第十五条第一項の規定に該當するに至つた後における最初の離職の日の翌日から起算して、一年間とする。

前項の期間内において、受給資格者が再び就職し、あらたに第十五条第一項の規定に該當するに至つた後離職したときは、前項の期間は、その離職の日から、あらたにこれを起算するものとする。

(待期)

第十九條 失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に求職の申込をした日から起算して十四日間は、これを支給しない。但し、失業保険金の支給を受けた者が前條第一項の期間内に再び離職した場合は、この限りでない。

(給付日数)

第二十条 失業保険金は、第十九條に規定する一年の期間内において、通算して百八十日分を超えて

險金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業保険金を支給しない。

前項の場合において、政府は、失業保険金の支給を受けた者又は

その相続人に對し、當該支給金額に相當する金額の返還を命ぜることができる。

失業保険金の支給を受けた者又は

その相続人に對し、當該支給金額に相当する金額の返還を命ぜることができる。

(支給方法及び支給期日)

第二十一条 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の轉職を受けたことを指すときは、その限りでない。

左の各號の一に該當するときは、この限りでない。

失業保険金を支給しない。但し、左の各號の一に該當するときは、この限りでない。

なかつた場合には、同項但書の規定によつて變更された保険料率は、その變更のあつた日から一年を経過した日から、第一項に規定する保険料率に變更されたものとみなす。

(保険料率) 事業主は、その雇用する被保険者の負擔する保険料率を納付しなければならない。

(保険料率) 政府は、失業保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徵收する。

(保険料率) 政府は、失業保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徵收する。

(保険料率) 事業主は、その雇用する被保険者の負擔する保険料率を納付しなければならない。

(保険料率) 事業主は、その雇用する被保険者の負擔する保険料率を納付しなければならない。

(保険料率) 事業主は、その雇用する被保険者の負擔する保険料率を納付しなければならない。

(保険料率) 事業主は、その雇用する被保険者の負担する保険料率を納付しなければならない。

政府が、前項の規定によつて、市町村に對し、處分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつて、これを處分する。この場合においては、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

保険委員會に開し必要な事項は、
政令でこれを定める。

第六章 審査の請求、訴願及

（證據調査）
保険者を代表する者、事業主を代表する者及び公団を代表する者に
つき、労働大臣が各々同數を委嘱
した者でこれを組織する。

前項の時效について、その中断、停止その他の事項に關しては、民法の時效に関する規定を準

ある。
前項の場合において、當該官吏
は、その身分を證明する證票を携

第四十條 失業保険金の支給

業保険審査會は、審査のため必要があると認める場合には、
業保険審査會は、審査のため必要あると認める場合には、
業保険審査會は、審査のため必要あると認める場合には、

督促をしたときは、政府は、徵收金額百圓につき一日四錢の割合

不服のある者は、裁判所に訴訟を

提起することができる。

断に關しては、これを裁判上の陳
求とみなす。

(職權審查)

第四十一條 失業保険審査官は、必要があると認める場合において

は、職種で審査をすることができ
る。

失業保険審査官は、審査のため
必要があると認める場合において

は、失業保険金の支給に関する度

分をした官吏に對して、意見を求
め、又は受給資格者若しくはその

事業主であつた者に對して、報生
をさせ、若しくは出頭を命ずる。

هذا الموضع

第四十一條 保険料その他この法律

の規定による。審査金の賦課するに係る
取扱の處分に不服のある者は、第

大臣に訴願することができる。

あつたときは、労働大臣は、失業
保険審査会の審査を経て、これを

(大業保険審査會) 裁決する。

第四十三條 失業保険審査會は、被

第八部 劳动委员会会議錄第四号

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

この法律は昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

失業手當法第二條の規定に該當する者が、同法の規定によつて失業手當金又は失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けるについて計算された同條第一項第一號の期間中被保險者であつた期間は、第十五條第一項の被保險者であつた期間にこれを加算しない。